

令和2年度 協会けんぽ北海道支部の収支（暫定版）について

■収入 (百万円)

	保険料収入		その他収入			計
	一般分		債権回収以外	債権回収		
北海道	416,621	416,563	854	317	537	417,474
全国計	9,461,784	9,460,421	20,689	7,489	13,200	9,482,473

■支出 (百万円)

	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）													平成30年度のインセンティブ		計	
	(A) - (B)	医療給付費（国庫補助を除く）				年齢調整額	所得調整額	現金給付費等 （国庫補助等を 除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助 を除く）	業務経費 （国庫補助 を除く）	一般管理費 （国庫負担 を除く）	その他支出	平成30年度 の収支差の 精算	加算額	減算額		
		医療給付費 (A)	災害特例分(B)		平成30年度の 協会手当分 (B1)												波及増分 (B2)
北海道	216,239	238,242	238,242			▲ 11,935	▲ 10,068	19,012	145,932	5,591	1,552	1,652	208	158	158	0	390,344
全国計	4,755,777	4,755,777	4,757,828	395	1,656	-	-	449,569	3,450,847	132,217	36,692	39,065	-	-	3,663	▲ 3,663	8,864,168

■収支差 (百万円)

	収入-支出	全国平均分	地域差分
北海道	27,131	26,147	983
全国計	618,305	618,305	-

【令和2年度の支部別収支差(地域差分)と、その保険料率換算(試算)について】

支部別収支差(地域差分)983百万円→**保険料率換算マイナス0.02%(令和2年度総報酬の実績に基づく参考値)**

※支部別収支差(地域差分)は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

※令和4年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和2年度の支部の収支差(地域差分)を令和4年度の総報酬額の見込みで除したもものになるため、上記の保険料率換算マイナス0.02%(令和2年度総報酬の実績に基づく)とは異なる。

- (注)
1. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う平成30年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
 5. 「平成30年度の収支差の精算」は、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 6. 「インセンティブ」は、平成30年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。